

# 【記入例】

様式第1号（第7条関係）

富士見市隣地統合促進補助金交付申請書

原則、未記入のまま持参し、窓口での申請時に記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富士見市長

所有者や相続人が複数いる場合は、代表者の氏名等を記入し申請してください。その他の人も誓約書の提出は必要となります。

申請者

住所 富士見市大字鶴馬1800-×  
氏名 富士見 太郎 印  
連絡先 049-251-××××

富士見市隣地統合促進補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

1 交付申請額 **500,000円**

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の案内図
- (4) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の登記事項証明書
- (5) 所有者等であることを確認することができる書類
- (6) 補助対象事業に要する費用の見積書等の写し
- (7) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の現況写真
- (8) 隣地統合後の土地の所有者等となる者全員の誓約書（様式第4号）
- (9) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の公図
- (10) 補助対象事業が未接道地とその隣地の隣地統合の場合にあっては、未接道地であることを確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認めるもの

収支予算書を確認し、申請金額を記入してください。狭小地とその隣地の場合は、補助対象額の1/3（上限30万円）、未接道地とその隣地の場合は、1/2（上限50万円）の金額です。（千円未満切り捨て）  
金額が合っているか不安な場合は、未記入のまま申請時に持参してください。

- ・ (3) 案内図は、住宅地図など周辺の状況が確認できるものをご提出ください。
- ・ (4) は申請時点の所有者確認のため所有地・取得地両方の登記事項証明書をご提出ください。
- ・ (5) の確認書類は運転免許証等をご提出ください。
- ・ (6) 見積書は、なるべく詳細なものをご提出ください。事業費と整合を図ってください。
- ・ (10) については、状況により市の担当者の指示に従い書類を提出ください。



## 【記入例】

様式第3号（第7条関係）

### 収支予算書

#### 1 収入の部

(単位 円)

科目	予算額	摘要
<b>自己資金</b>	<b>10,660,000</b>	
<b>市補助金</b>	<b>500,000</b>	
合計	<b>11,160,000</b>	

#### 2 支出の部

(単位 円)

科目	予算額		摘要
		うち補助対象額	
<b>土地取得費</b>	<b>8,850,000</b>	<b>8,850,000</b>	
<b>不動産仲介手数料</b>	<b>350,000</b>	<b>350,000</b>	
<b>測量費・境界明示費</b>	<b>600,000</b>	<b>600,000</b>	
<b>登記費</b>	<b>160,000</b>	<b>160,000</b>	
<b>既存住宅等解体費</b>	<b>1,200,000</b>	<b>0</b>	
合計	<b>11,160,000</b>	<b>9,960,000</b>	

- ・見積書等を参考に科目に応じて税抜き金額を記入してください。予算額のうち補助対象経費に該当する金額を記入してください。不明な場合は、未記入のまま申請時に持参してください。
- ・科目をまとめることは可能ですが、内訳について見積書等により確認できるようにしてください。また、補助対象外経費が含まれる場合は、科目を分けるようにしてください。
- ・補助対象額の合計額に補助率を乗じた金額が補助申請額になります。

## 【記入例】

様式第4号（第7条関係）

（宛先）富士見市長

### 誓約書

富士見市隣地統合促進補助金に係る補助対象事業の実施に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 統合する狭小地等及びその隣地について、補助対象事業実施後、10年間は統合を解消しないこと。
- 2 補助対象事業実施後、既存住宅等の建替え等により隣地統合後の土地を一つの住宅等の用地として一体で利用すること。
- 3 補助対象事業実施後、10年を経過する日までに隣地統合後の土地の所有権を第三者に移転する場合は、残り期間、譲り受ける者が1を遵守する旨を契約書等に明記すること。
- 4 その他富士見市隣地統合促進補助金交付要綱に定める事項を理解し、同意すること。

令和〇年〇〇月〇〇日

住 所 **富士見市大字鶴馬1800-×**

氏 名 **富士見 太郎** 印

※ 交付申請書と同じ印を使用してください。

※ 所有者等全員の誓約が必要になります。

- ・所有地を複数人で所有（共有）している場合は、所有者等全員の誓約書を用意し、代表者（申請者）が取りまとめて申請時に提出してください。
- ・当該隣地統合については、合筆や分筆の制約はありません。あくまで、統合に係る土地を1つの住宅等の用地として10年間一体で利用していただくことを誓約していただくものです。